

【よくある質問】

① 請求書はひと月に1枚作成するのですか？

そのとおりです。

② 毎月の提出期限（該当月の翌月5日）を過ぎて請求してもよいのでしょうか？

最短でお支払いを希望される場合、該当月の翌月5日までに請求いただければ、月末にお支払いします。翌月5日を過ぎた場合でも、準備ができ次第、ご提出ください。順次、審査の上、お支払いいたします。ただし、請求権の消滅時効期間が過ぎた場合は、この限りではありません。

③ 複数月まとめて請求はできますか？

可能です。ひと月ごとでも、まとめての請求でも構いません。

なお、3～5月は請求が集中します。3～5月に、まとめて請求される際は、順次審査を行うため、支払いが6月以降になる可能性があります。あらかじめ、ご了承ください。

④ 請求書の押印省略はできますか？

次の要件をすべて満たす請求書については、押印省略が可能です。

- ・請求年月日が令和4年4月1日以降の請求書
- ・請求者と口座名義人が同一の請求書

請求者と口座名義人が異なる場合は従前どおり押印が必要です。また、横浜市における請求書の審査の結果、押印が必要と判断した場合は、押印済みの請求書を再度提出してください。

⑤ 令和4年度分の請求をし忘れしました。間に合いますか？

保育・教育給付費等のうち公定価格分に関しては、保育所は遡って5年間、その他の施設種別は遡って2年間請求することができます。

各自治体の独自助成分に関しては、施設種別に関わらず、遡って5年間請求することができます。ただし、横浜市へ請求できることを知らなかったと認められる場合は、保育所の公定価格部分、保育所の独自助成分、その他の施設種別の市区町村独自助成分に関しては10年間となります。

⑥ 自動明細作成ファイルに該当月がありません。

手動計算用の請求明細書の様式をご使用ください。

なお、令和元年度以前の自動計算の請求明細書はありません。また、令和2年度（令和3年）2・3月については、自動明細作成ファイルは対応しておりませんのでご了承ください。（令和2年度4月～1月とは単価が異なります）

⑦ すでに請求済みですが、請求内容に変更があります（処遇の加算率の変更など）。

速やかに過誤再請求の手続きをお願いいたします。

まずは、請求明細書と過誤申立書を提出してください。

なお、施設種別に関わらず、消滅時効期間は、前回の支給日を起算として、5年となります。

⑧ 横浜市以外の自治体独自加算の請求をできますか？

請求いただけます。なお、副食費の免除についての自治体独自加算は請求できません。

横浜市は市民に対し、副食費等は実費負担となる旨をあらかじめ説明していますので、横浜市外園は、基本的には、その横浜市児童分を保護者に請求していただくものと考えます。しかしながら、仮に、他自治体はその分を負担するという制度にしている場合には、その制度をご活用いただきたいため、念のため、他自治体にお問合せください。

⑨ 押印のある請求書は電子申請システムで提出できますか？

できません。郵送での提出をお願いします。

⑩ 横浜市以外の自治体の独自加算が、施設・事業所を対象としている（児童を対象としていない）場合は、請求できますか？

できません。あくまで、児童を対象としている場合に限りです。

⑪ 人事院勧告差額分の請求はどうしたらよいですか？

人事院勧告差額分については、本市で算定し、請求書ひな形を送付しますので、過誤再請求は不要です。